

# 三重県からのお知らせ

## マニフェスト制度が変わりました

### ● 電子マニフェスト使用の一部義務化（2020年4月1日より）

前々年度（2年度前）の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）を委託処理する場合、電子マニフェストの使用が義務付けられます。

スケジュール例（2020年度は義務対象、2021年度は義務対象外となる場合）

項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
2020年に向けて行うこと	発生量の把握（50t以上）	○6/30までに多量排出事業者の処理計画書提出 ○電子マニフェストの導入準備	電子マニフェストの使用義務対象※1	
2021年に向けて行うこと		発生量の把握（50t未満）	○6/30までに多量排出事業者の処理計画実施状況報告書提出	電子マニフェストの使用義務対象外※2

※1 特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）のみが使用の義務対象となりますが、運用の効率化を図るため、産業廃棄物についても使用することをお勧めします。

※2 年度毎で義務対象となるか否か変わる場合がありますが、確実な制度運用を図るため、毎年度電子マニフェストを使用することをお勧めします。

### ● マニフェストに関する罰則強化（2018年4月1日より）

産業廃棄物管理票及び電子マニフェストの使用に係る罰則の改正

改正前：半年以下の懲役又は50万円以下の罰金

改正後：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

### ● 電子マニフェスト登録期限の変更（2019年4月1日より）

土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日を除いて3日以内に登録。

例 改正前：金曜日に産業廃棄物を引渡した場合は、月曜日が登録期限

改正後：金曜日に産業廃棄物を引渡した場合は、土曜日及び日曜日を除くため、水曜日が登録期限（祝日がある場合はその日も除く）

# マニフェスト制度について

## ● マニフェスト制度

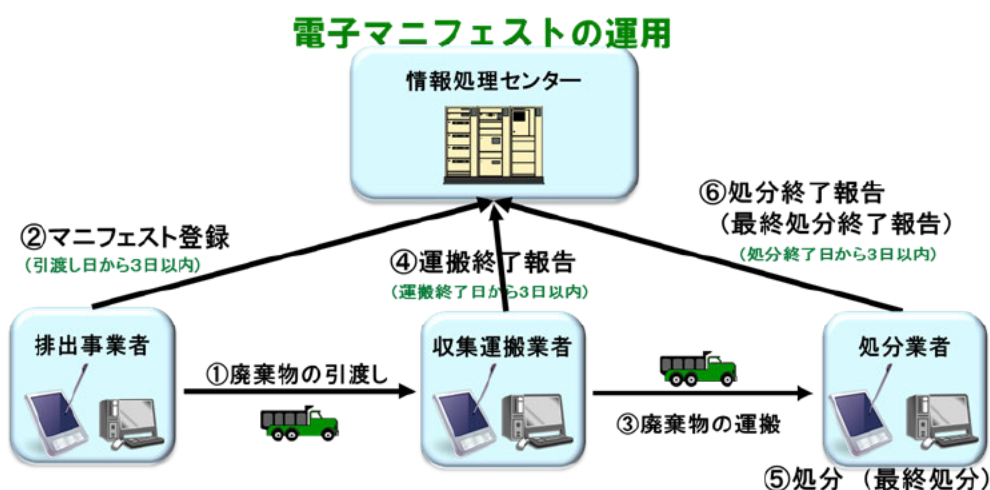
マニフェスト制度（産業廃棄物管理票制度）は、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対してマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度です。

本制度は、廃棄物処理法により義務づけられており、マニフェストを交付しないで産業廃棄物の処理を委託した事業者は、廃棄物処理法違反として罰せられることになります。

## ● マニフェストの種類

マニフェストには、パソコンやスマートフォンなどを用いてインターネット上で交付する電子マニフェストと、従来の複写式伝票を用いて交付する紙マニフェストがあります。

電子マニフェストは、紙マニフェストに比べ遵法性、透明性が高く事務の効率化にもつながるため、三重県では県内事業者への導入を推進しています。



## ● マニフェストの報告

紙マニフェストを交付した場合は、廃棄物処理法で定めるところにより、その年の3月31日以前の1年間の交付実績を排出事業場が位置する都道府県ごとに、所定の様式に記入し、都道府県知事あて提出することが義務づけられています。

**マニフェスト報告の詳しい説明や報告用紙は三重県のホームページからご確認ください。**

検索サイトから 「 三重県 マニフェスト報告 」 で検索

### お問い合わせ先

桑名地域防災総合事務所環境室 TEL 0594-24-3624  
四日市地域防災総合事務所環境室 TEL 059-352-0593  
鈴鹿地域防災総合事務所環境室 TEL 059-382-8675  
津地域防災総合事務所環境室 TEL 059-223-5083  
松阪地域防災総合事務所環境室 TEL 0598-50-0530

南勢志摩地域活性化局環境室 TEL 0596-27-5405  
伊賀地域防災総合事務所環境室 TEL 0595-24-8078  
紀北地域活性化局環境室 TEL 0597-23-3469  
紀南地域活性化局環境室 TEL 0597-89-6937